「外国為替に関する省令の一部を改正する省令案」
に対する意見募集の結果について

令和８年３月６日
財　　務　　省

令和７年12月13日付で「外国為替に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集を行ったところ、６件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見の要旨及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。なお、とりまとめの都合上、お寄せいただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。本省令案に関する御意見等ではなかったため別紙に掲載しなかったものについても、今後の参考とさせていただきます。

御協力いただき、ありがとうございました。

１．実施方法

（１）募集期間
令和７年12月13日（土）から令和８年１月11日（日）まで

（２）実施方法
電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（３）意見提出方法
電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

２．御意見の総数

６件　（内訳）意見提出フォーム：６件
電子メール：０件
郵送：０件

３．意見公募手続を実施した案からの修正

別紙のとおり

４．お問い合わせ先

財務省国際局調査課外国為替室法規係　電話番号：03-3581-4111（内線69509）

（別紙）

１．寄せられた御意見の要旨及び御意見の要旨に対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
１	○外貨両替所、海外送金を取り扱う店舗なども、IC チップ内蔵の顔写真付き身分証の IC チップ読み取りを必須とすべき。 （ほか同旨の御意見１件）	○外国為替及び外国貿易法において、両替業者や海外送金を取り扱う事業者についても、御意見のような方法を含めた顧客又は代表者等の本人確認が必要となります。
２	○是非進めていただきたい。 （ほか同旨の御意見１件）	○賛成の御意見として承ります。
３	○対面での本人特定事項の確認について本人確認書類の偽造が 10 年前より遥かに増えた根拠はなく、また、非居住外国人等については写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法を存置することから、現行の方法は何の不都合もないことが明らかであり、本件改正は不要でないか。	○本改正は、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクを低減させるために行うものです。非居住外国人等については、本改正後に対面での本人確認方法が実質的に存在しないこととなる場合が想定されることから、必要な措置を設けております。
４	○「ＩＣチップが組み込まれた本人確認書類で、ＩＣチップが故障又は本人が読み取り拒否した場合は、当該本人確認書類の提示を受けるとともに取引関係文書を転送不要郵便物等として送付することとする。」との規定を追加すべき。	○追加の本人確認書類の提示による補完措置を認めた場合には、ＩＣチップ情報の読み取りを拒否しつつ偽変造された追加の本人確認書類を用いて他人になりすます事案が発生することが想定されることから、こうした補完措置を認めることは適当ではないと考えています。また、ＩＣチップ情報の読み取りは、民間事業者が提供している読み取り用のスマートフォンのアプリを活用するなどして簡便に行うことが可能なものである上に、仮にスマートフォンの故障等によりＩＣチップ情報を読み取れないような例外的な事態が生じた場合にも、住民票の写しの提示を受けた上で取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する方法等の別の本人確認方法を用いて確認を行うことは可能です。さらに、顧客等がＩＣチップ情報の読み取りを拒否する場合には、当該顧客等がＩＣチップが組み込まれた写真付き本人確認書類を偽変造している可能性があることにも配意しつつ、別の本人確認方法を用いて確認を受けるよう促すなどして適切に対応することが適当と考えています。したがって、これらの理由により、原案のとおりとすることとします。

２．その他

○　意見公募手続を実施した案に、以下のとおり、所要の修正を行いました。

・改正前欄の第８条第１項第１号ヘ・トの後ろに「［号の細分を二つずつ繰り上げる。］」を追記。